

# 〇おおぶクールシェアスポット事業実施要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、市内の事業所、団体等の施設を熱中症予防のための施設（以下「クールシェアスポット」という。）として登録し、市民が気軽に利用することで、市民の生命及び身体に重大な被害を及ぼす熱中症を予防することを目的として実施するおおぶクールシェアスポット事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (対象施設)

第2条 事業の対象となる施設は、次の各号のいずれにも該当する施設とする。

- (1) 市内に存する事業所又は施設であること。
- (2) 当該施設が、冷房設備を有すること。
- (3) 当該施設を、市民が涼める場所として無料で開放できること。
- (4) 当該施設に、市が提供する啓発物を掲示できること。

## (事業期間)

第3条 事業を実施する期間は、6月1日から9月30日までとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、期間を変更することができる。

## (登録申請)

第4条 クールシェアスポットの登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、おおぶクールシェアスポット登録申請書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

## (登録決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、登録を決定し、おおぶクールシェアスポット登録決定通知書（第2号様式）により、申請者に通知するものとする。

## (登録施設の広報)

第6条 市長は、前条の規定により登録を決定した場合、クールシェアスポットに係る登録事項を市公式ウェブサイト等に掲載することにより広報するものとする。

## (費用)

第7条 事業の実施に係る費用は、登録の決定を受けた者が負担するものとする。

## (登録の取消し)

第8条 市長は、第6条の規定により登録の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録の決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 登録の決定を受けた者からおおぶクールシェアスポット登録取消しの申し出があったとき。

## (委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和5年8月16日から施行する。